

法令遵守規程

(総則)

第1条 この規程は、法人の役員および職員の法令の遵守について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人内事業所で職務に従事するすべての役員および職員に適用する。

(法令知識の習得)

第3条 役員および職員は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2 役員および職員は、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

(行動の自己点検)

第4条 役員および職員は自らの考えや行動が法令と社会的良識に沿ったものであるかどうかを自ら常に点検しなければならない。

(禁止事項)

第6条 役員および職員は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法令に違反する行為をすること
- (2) 他の職員等に対し、法令に違反する行為をさせること
- (3) 他の職員等に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員等の法令違反行為を黙認すること
- (5) 反社会的勢力との取引

(免責の制限)

第7条 役員および職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意志がなかったこと
- (3) 法人の利益を図る目的で行ったこと

(懲戒処分)

第8条 法令違反行為が明らかになった場合は、就業規則の定めるところにより懲戒処分を受けることがある。

(法令遵守責任者)

第9条 法人の法令遵守責任者を理事長とする。法令遵守責任者は業務が法令に適合することを確保する

ために次のことを行う。

(1) 役員および職員に対して法令遵守の観点から常に業務管理体制の点検・見直しを行い、法令違反の発生を防ぐために適切な管理を実施する。

(2) 役員および職員が遂行する職務に関する法令や法人の基本理念、就業規則、職員の行動規範に精通するように、必要な助言及び教育研修を実施し意識の向上を図る。

(付則)

この規程は、平成25年11月13日から施行する。